

監 査 報 告 書

令和5年5月31日

学校法人 神山学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 神山学園
監事 小山 浩 印
監事 串田 隆徳 印

私たちは、学校法人神山学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づき、同学園の令和4年度（令和4年9月8日から令和5年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて説明を求めました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上